

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2010～2015年度)

(対象：正会員・準会員・特例会員193行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2010年度	1,916	1,056	27	45
2011年度	1,441	653	26	41
2012年度	1,008	431	17	9
2013年度	878	448	19	13
2014年度	1,037	427	20	14
2015年度	956	491	16	13

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2010年度	1,911	1,712	89.6%
2011年度	1,426	1,274	89.3%
2012年度	998	897	89.9%
2013年度	862	755	87.6%
2014年度	1,020	923	90.5%
2015年度	939	856	91.2%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま（預金者）からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻し、警察官・銀行員・銀行協会職員などを騙る者にキャッシュカードが詐取または窃取されたことを起因とした払戻しの場合等を除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2016年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員193行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について(図1)

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2016年度	814	438	14	10
2016年4月～6月	219	108	6	4
2016年7月～9月	210	116	0	0
2016年10月～12月	208	113	4	4
2017年1月～3月	177	101	4	1
2017年度	1,109	626	18	16
2017年4月～6月	232	151	3	2
2017年7月～9月	249	112	4	2
2017年10月～12月	289	181	6	8
2018年1月～3月	339	182	5	4
2018年度	1,015	569	25	36
2018年4月～6月	254	145	6	11
2018年7月～9月	287	155	7	3
2018年10月～12月	271	161	9	15
2019年1月～3月	203	108	3	7
2019年度	577	318	5	4
2019年4月～6月	179	80	2	2
2019年7月～9月	224	124	2	2
2019年10月～12月	174	114	1	0
2020年1月～3月				

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】(図2)

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2016年度	797	705	88.5%
2016年4月～6月	217	190	87.6%
2016年7月～9月	207	181	87.4%
2016年10月～12月	206	179	86.9%
2017年1月～3月	167	155	92.8%
2017年度	1,068	959	89.8%
2017年4月～6月	227	204	89.9%
2017年7月～9月	237	218	92.0%
2017年10月～12月	281	251	89.3%
2018年1月～3月	323	286	88.5%
2018年度	943	852	90.3%
2018年4月～6月	241	207	85.9%
2018年7月～9月	271	242	89.3%
2018年10月～12月	257	237	92.2%
2019年1月～3月	174	166	95.4%
2019年度	319	288	90.3%
2019年4月～6月	155	140	90.3%
2019年7月～9月	125	113	90.4%
2019年10月～12月	39	35	89.7%
2020年1月～3月			

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻し、警察官・銀行員・銀行協会職員などを騙る者にキャッシュカードが詐取または窃取されたことを起因とした払戻しの場合等を除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

図1: 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

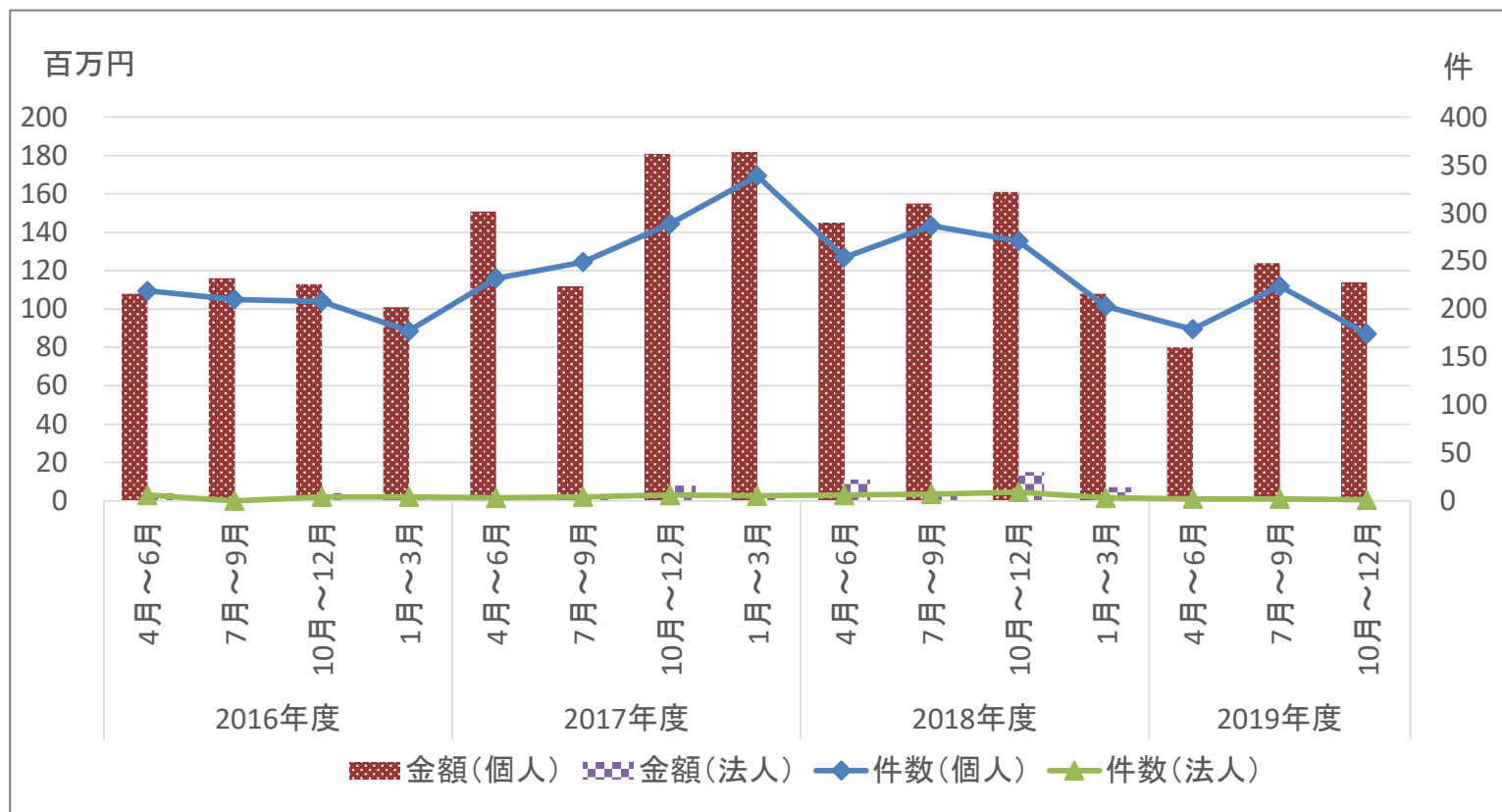
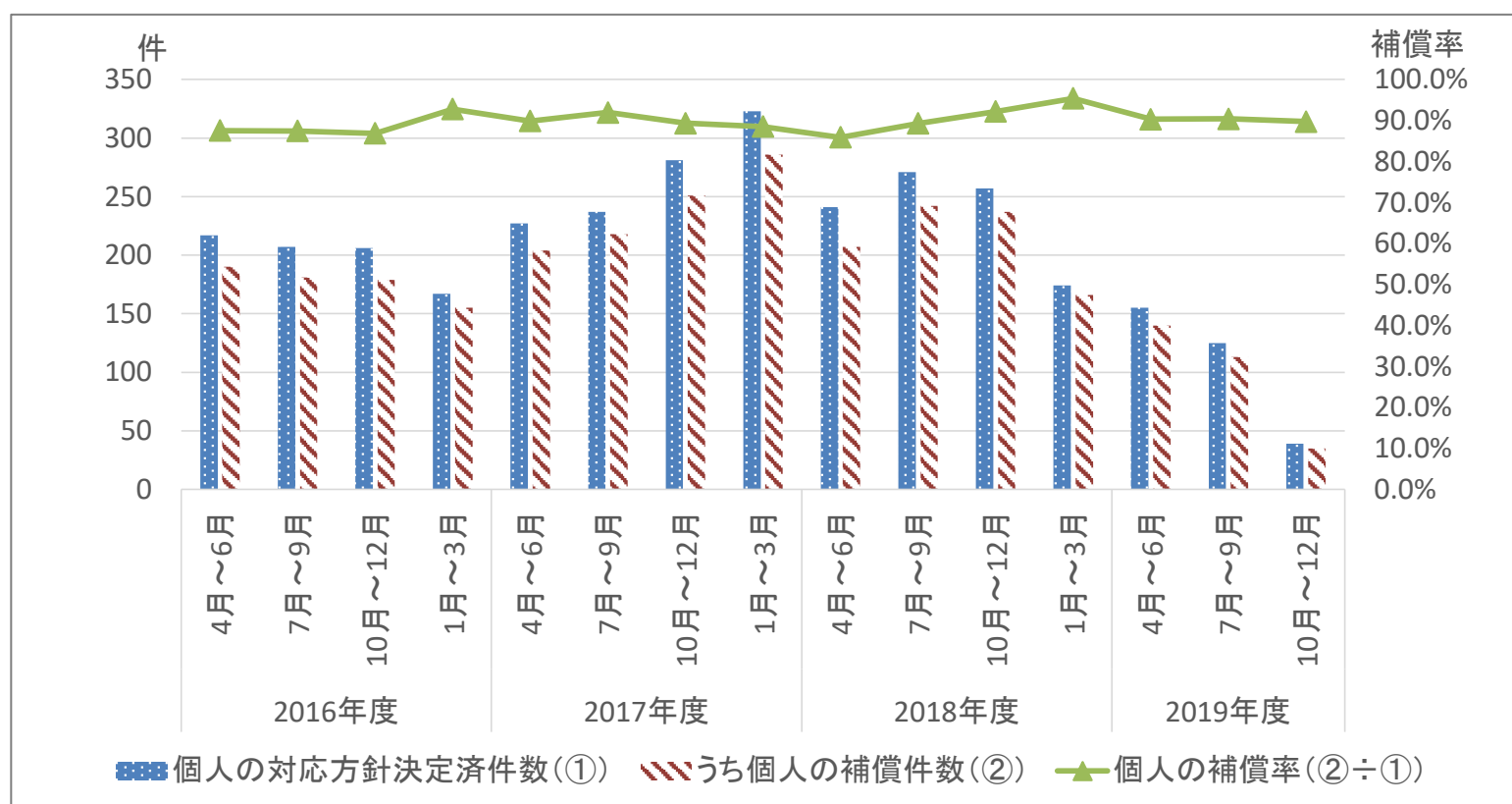


図2: 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について(個人のみ)



以上